

協会けんぽ 福島支部 からののお知らせです。

～職場内で掲示・回覧願います～

大切な従業員の皆様を生活習慣病から守るため 定期健康診断(事業者健診)結果をご提供ください

協会けんぽ福島支部では、加入者の皆様の健康増進に向けて、定期健康診断結果の提供をお願いしています。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

提供のメリット

無料で健康サポート (特定保健指導)

提供いただいた健診結果に基づき、生活習慣病のリスクがある方を対象に、経験豊富な協会けんぽの保健師等が、無料で生活習慣改善のお手伝いをします。

提供のメリット

健康保険料率引き下げ (インセンティブ制度)

協会けんぽでは、定期健康診断の結果提供等により特定健診実施率が評価され、健康保険料率に反映される仕組み(インセンティブ制度)が開始されています。

健診結果をご提供いただき、事業所様の健康保険料率引き下げにつなげていきましょう。

対象者は以下の2点すべてに該当する方です

- 40～74歳の協会けんぽ加入被保険者
- 協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診しない方



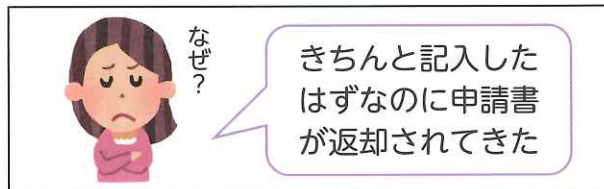
協会けんぽへの健診結果の提供について、事業主様が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に関して責任を問われることはありません。

「個人情報の保護に関する法律」で、法令※に基づく場合は本人の同意が必要ないとされています。したがって従業員本人から健診結果提供についての同意は必要としません。事業主様の同意のみで提供可能となります。

※ここで言う法令とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条の第2項・第3項を指します。

ご協力いただける事業主様につきましては、提供方法についてご説明いたしますので、大変お手数ですが協会けんぽ福島支部保健グループまでご連絡をお願いいたします。(福島支部のホームページでもご確認いただけます。)

その申請書、 マイナンバーは必要ですか？



【傷病手当金／出産手当金／埋葬料(費)／限度額適用認定／療養費(治療用装具)】

被保険者のマイナンバー記載欄

(被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です)

マイナンバーを記入した場合は、必ず本人確認書類を添付してください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⇒マイナンバーを記入するのは、被保険者証の記号・番号が記入できない場合のみです。

【限度額適用・標準負担額減額認定／高額療養費／療養費(立替払等)】

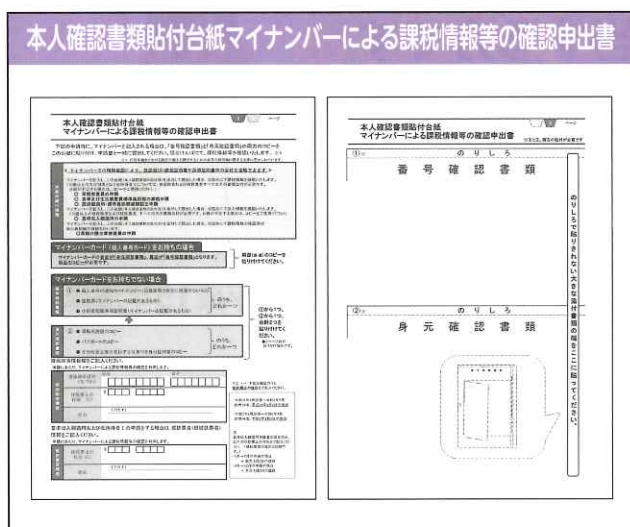
被保険者のマイナンバー記載欄

- ・被保険者が非課税の場合は、被保険者のマイナンバーを記入し、本人確認書類を添付してください。詳細は「記入の手引き」をご覧ください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⇒マイナンバーを記入するのは、被保険者が非課税者の場合のみです。

マイナンバーを記入した場合は、「本人確認書類貼付台紙マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」に必要書類を貼付して提出が必要です。



+

本人確認書類

- マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合
 - ①番号確認を行うための書類：マイナンバーカードの裏面コピー
 - ②身元確認を行うための書類：マイナンバーカードの表面(写真のある面)のコピー
- マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない場合
 - ③番号確認を行うための書類(いずれか1つ)：
 - 個人番号通知のコピー(記載情報と現況に相違のないもの)
 - 被保険者の個人番号が記載された住民票が住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)
 - ④身元確認を行うための書類(いずれか1つ)：
 - 運転免許証のコピー
 - パスポートのコピー
 - その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

私はマイナンバー欄の記入が不要だったのか

※マイナンバーを誤って記入した場合は？

← マイナンバー欄を黒く塗りつぶしてください。